

令和 7 年第 1 回敦賀市議会定例会議案目録

議 案 番 号	事 案 名	備 考
B 議案第 1 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部改正の件	
B 議案第 2 号	敦賀市議会会議規則の一部改正の件	
B 議案第 3 号	敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一 部改正の件	

B 議案第 1 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日 提出

提出者	敦賀市議会議員	有 馬 茂 人
賛成者	同	籠 太一朗
同	同	今 川 博
同	同	山 本 貴美子
同	同	中 道 恭 子

敦賀市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年敦賀市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第 4 条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>職員の旅費支給に関する条例（昭和 26 年敦賀市条例第 16 号）の規定により、市長が旅行したときに支給される額とする。</u> 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、 <u>職員</u> に支給する旅費の例による。	(費用弁償) 第 4 条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、 <u>別表のとおりとする。</u> 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、 <u>一般職の職員</u> に支給する旅費の例による。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の旅費支給に関する条例の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

B 議案第 2 号

敦賀市議会会議規則の一部改正の件

敦賀市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 17 日 提出

議会運営委員長 馬 渕 清 和

敦賀市議会規則第 号

敦賀市議会会議規則の一部を改正する規則

敦賀市議会会議規則（昭和 4 2 年敦賀市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章～第 8 章 （略）	第 1 章～第 8 章 （略）
第 9 章 補則（ <u>第 1 6 3 条の 2 — 第 1 6 4 条</u> ）	第 9 章 補則（第 1 6 4 条）
附則	附則
（開票及び投票の効力）	（開票及び投票の効力）
第 3 1 条 （略）	第 3 1 条 （略）
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）
<u>4 投票の効力に係る法第 1 1 8 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u>	
<u>（電子情報処理組織による通知等）</u>	
<u>第 1 6 3 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物</u>	

（次項及び第 6 項において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2. 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受け手が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3. 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4. 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（（日程の作成及び配布））、第66条（（答弁書の配布））、第79条（（会議録の配布））、第117条（（答弁書の配布））、第136条（（請願文書表の作成及び配布））第1項及び第137条（（請願の委員会付託））第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
5. 議会等に対して行われ、又は議会

等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」

とする。	
------	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

議会に係る手続きのオンライン化に関する所要の規定を整備したいので、この案を提出する。

B 議案第 3 号

敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正の件

敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 1 7 日 提出

議会運営委員長 馬 渕 清 和

敦賀市条例第 号

敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年敦賀市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 （略） 2 ～ 9 （略） 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。<u>第 1 2 条第 5 項において「番号利用法」という。</u>）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 1 1 ～ 1 3 （略） （利用及び提供の制限） 第 1 2 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	（定義） 第 2 条 （略） 2 ～ 9 （略） 1 0 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 1 1 ～ 1 3 （略） （利用及び提供の制限） 第 1 2 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで<u>及び第 2 9 条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とす

(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表
)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する

る。

(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表
)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の

ことができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 （略）

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) （略）

3 （略）

（訂正請求権）

第31条 （略）

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 （略）

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) （略）

3 （略）

（訂正請求権）

第31条 （略）

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

本条例における文言の修正等その他の所要の規定を整理したいので、この案を提出する。